

玉手山学園コロナ予防対策緊急要請 (R3.9.13)

対象期間 令和3年9月13日～9月30日

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、大阪府に発令されている緊急事態宣言が9月30日まで延長されることとなりました。

学園構成員(学生・生徒・園児、教職員)のみなさまには、次の通りコロナ対応協力の周知徹底を再度お願いいたします。

あきらめずコロナ対応基本励行 工夫して教育・学修遂行 ワクチン接種推奨

1. 教育活動遂行 コロナ対策と教育・学修遂行の両立

感染リスクの一層の低減に努め、工夫をして教育・学修を遂行する

【大学・短大】

原則として遠隔授業（ただし、遠隔授業が困難な授業科目、あるいは感染リスクが極めて低い授業環境の場合は対面授業を行う）

※学園への入構制限なし(施設利用 可)

※クラスター発生のリスクが高いクラブ活動は休止（一律禁止ではない）

【高校】

対面授業（引き続き感染症対策の徹底を図る）

※クラブ活動は原則休止

（ただし、公式大会への出場等、学校が必要があると判断した場合は、感染防止対策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施）

【幼稚園】

対面教育・保育（引き続き感染症対策の徹底を図る）

2. 学園からの最終退出時間

教職員：午後8時

大学生：午後8時 短大生：午後7時

高校生：午後7時 園児：午後6時30分

3. 不要不急の外出自粛

4. テレワーク等の実施(教職員対象) 一層の励行・促進

所属、部署、職種等の態様に応じ、できる限り対人接触機会低減

テレワーク 時差 場所替え 車通勤 有給休暇の取得促進等

5. 感染時の治療専念および学園への報告要請(国・府の指針等遵守)

自身および周囲の健康・安全・安心のため、少しでも症状がある場合は早めに検査を受診すること、感染時および濃厚接触者に特定された場合の学園への報告、感染者は治療に専念すること、あわせて感染者(濃厚接触者含む)の人権を守る(誹謗中傷をしない、させない)ことを協力要請